

発議案第1号

北上市議会会議規則の一部を改正する規則について

地方自治法第112条の規定に基づき、北上市議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出するものとする。

令和3年6月25日提出

提出者 北上市議会議員 高橋孝二

賛成者 北上市議会議員 菊池勝

同 平野明紀

同 熊谷浩紀

同 武田勝

同 安徳壽美子

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

北上市議会会議規則の一部を改正する規則

北上市議会会議規則（平成3年北上市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(オンライン会議)</p> <p>第89条の2 新型コロナウイルス感染症<u>(<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。</u>)</u>のまん延防止措置の観点等から、委員が委員会の開催場所への参集が困難と判断される場合には、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することが出来る方法を活用した委員会（以下「オンライン会議」という。）を開催することができる。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(オンライン会議)</p> <p>第89条の2 新型コロナウイルス感染症<u>(<u>病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。</u>)</u>のまん延防止措置の観点等から、委員が委員会の開催場所への参集が困難と判断される場合には、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することが出来る方法を活用した委員会（以下「オンライン会議」という。）を開催することができる。</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。